

個人情報の取扱いに関する同意条項 (株式会社滋賀銀行／株式会社滋賀ディーシーカード)

第1条（個人情報の利用目的）

私は、株式会社滋賀銀行（以下銀行という）ならびに株式会社滋賀ディーシーカード（以下保証会社という）が個人情報保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、私の個人情報を、下記業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意致します。

1. 銀行における業務内容と利用目的について

<業務内容>

- ① 預金ならびに定期積金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務
- ② 公共債の窓口販売業務、投資信託の窓口販売業務、保険商品の窓口販売業務、金融商品仲介業務、信託代理店業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
- ③ その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務
(今後取扱いが認められる業務を含む)

<利用目的>

銀行および有価証券報告書等に記載されている銀行の連結対象会社（注）や提携会社の金融商品やサービスに関し、以下の利用目的の達成に必要な範囲内でのみ利用させていただきます。

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合やお預かりしたビジネスマッチング情報等を取引先に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 連結対象会社や提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品の勧誘・販売、サービスの案内を行うため
- ⑬ お客さまに対し、取引結果、預り残高などの報告を行うため

- ⑭ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑮ その他、お客さまとお取引を適切かつ円滑に履行するため

(注) 有価証券報告書等に記載されている銀行の連結対象会社はホームページアドレス <https://www.shigagin.com>の「滋賀銀行グループ会社一覧」等でご確認ください。

2. 保証会社における業務内容と利用目的について

<業務内容>

- ① 個人ローンの保証業務およびこれらに付随する業務
- ② その他保証会社が営むことができる業務およびこれらに付随する業務

<利用目的>

- ① 本申込ならびに本契約の受付、資格確認、保証の審査、保証の決定
- ② 保証取引の継続的な管理、保証基準の見直し
- ③ 加盟する個人信用情報機関への提供等、適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者への提供
- ④ 法令等もしくは契約上の権利の行使や義務の履行
- ⑤ 取引上必要な各種郵便物の送付
- ⑥ 市場調査等研究開発
- ⑦ その他お客さまとの取引の適切かつ円滑な実行

3. 法令等により利用目的が制限される場合について

- ① 銀行法施行規則第13条の6の6等により、個人信用情報機関から提供を受けた借入申込されたお客さまの借入金返済能力に関する情報は、お客さまの返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成29年個人情報保護委員会・金融庁告示第1号）に定める機微情報（センシティブ情報）については、法令等にもとづく場合や、業務遂行上必要な範囲においてお客さまの同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- ③ 金融商品取引法等法令により利用目的が制限される場合には、その範囲を超えて利用いたしません。

4. ダイレクトセールスの中止について

銀行からの郵送や電話などによるセールス活動をご希望にならないお客さまはお申し出ください。ご要望に応じて適切に対応させていただきます。

5. ローン債権譲渡について

ローン等の債権は、債権譲渡・証券化といった形式で、他の事業者等に移転することがあります。その際、銀行はお客さまの個人情報を当該債権譲渡または証券化に必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供させていただきます。当該情報は提供先において債権管理・回収等の目的のために利用させていただきます。

第2条（個人信用情報機関への登録・利用）

- (1) 私の支払能力の調査のために、銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）および当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から依頼された情報、官報情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、銀行または保証会社がそれを与信取引上の判断（与信判断のほか与信後の管理を含む。以下同じ）のために利用することに同意します。
- (2) 私の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、銀行または保証会社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、銀行または保証会社が加盟する個人信用情報機関および当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。
- (3) 私は前2項の個人情報が、その正確性・最新性維持、苦情処理、個人信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況のモニタリング等の情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、個人信用情報機関およびその加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。
- (4) 前2項に規定する個人信用情報機関および本契約に基づき登録される情報と期間は次のとおりです。

全国銀行個人信用情報センター（KSC）	
登録情報	登録期間
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間
借入金額、借入日、最終返済日等の本契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済等の事実を含む）	本契約期間中および本契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間
銀行が加盟する個人信用情報機関を利用した日および本契約またはその申込の内容等	当該利用日から1年を超えない期間
不渡情報	第1回目不渡は不渡発生日から6ヵ月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間
官報情報	破産手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間

登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間
本人確認資料の紛失・盗難・貸付自粛等の本人申告情報	本人から申告のあった日から5年を超えない期間

株式会社日本信用情報機構（JICC）	
登録情報	登録期間
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）	下記のいずれかが登録されている期間
契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等）および返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等）	契約継続中および契約終了後5年以内
取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）	契約継続中および契約終了後5年以内 （ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）
申込の事実に係る情報（氏名、生年月日、電話番号、運転免許証等の記号番号ならびに申込日および申込商品種別等）	照会日から6ヵ月以内

株式会社シー・アイ・シー（CIC）	
登録情報	登録期間
①本契約に係る申込をした事実	保証会社が個人信用情報機関に照会した日から6ヵ月間
②本契約に係る客観的な取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
③債務の支払を延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間

(5) 各機関の加盟資格、会員名等は各機関のホームページに掲載されております。＜銀行が加盟する個人信用情報機関は下記①②保証会社が加盟する個人信用情報機関は③＞

①全国銀行個人信用情報センター（KSC）
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

TEL 03-3214-5020 https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
②株式会社 日本信用情報機構（JICC）
〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館 TEL 0570-055-955 https://www.jicc.co.jp/
③株式会社 シー・アイ・シー（CIC）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階 TEL 0570-666-414 https://www.cic.co.jp/

第3条（銀行と保証会社間での個人情報の提供）

私は本申込において保証会社に保証委託をする場合は、本申込および本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲内で、銀行と保証会社が相互に提供し、利用することに同意します。

1. 銀行より保証会社に提供される情報

- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報、本申込みならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報
- ② 銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等本契約に関する情報
- ③ 銀行における預金残高情報、他の借入金の残高情報・返済状況等、保証会社における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報
- ④ 延滞情報、破産情報等を含む本契約の返済に関する情報
- ⑤ 銀行が保証会社に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

<利用目的>

第1条2に定める保証会社における個人情報の利用目的

2. 保証会社より銀行に提供される情報

- ① 氏名、住所、連絡先、家族に関する情報、勤務先に関する情報、資産・負債に関する情報、申込内容に関する情報等、申込書ならびに契約書に記載される全ての情報、本申込みならびに本契約にあたり提出される付属書類等に記載の情報ならびに口頭にて確認する情報
- ② 保証会社における保証審査の結果に関する情報
- ③ 保証番号や保証料金額等、保証会社における取引に関する情報
- ④ 保証会社における保証残高情報、他の保証取引に関する情報等、銀行における取引管理または取引上の権利保全に必要な情報
- ⑤ 銀行の代位弁済請求に対する代位弁済完了に関する情報等、代位弁済手続きに必要な情報
- ⑥ 代位弁済完了後の返済状況等に関する情報

<利用目的>

第1条1に定める銀行における個人情報の利用目的

第4条（個人情報の提携先または協定先への第三者提供）

私は本契約が提携ローンまたは協定ローン等で下記に該当する場合は、本契約にかかる情報を含む私に関する下記情報を下記目的の達成に必要な範囲で、提携先または協定先等（以下「提携先」という）に提供されることに同意します。

- ① 提携先の保証がある場合
- ② 提携先の利子補給がある場合
- ③ 提携先が返済手続きをする場合

<提供される情報>

- ① 氏名、銀行における借入残高、借入期間、金利、返済額、返済日等、本契約に関する情報
- ② 延滞情報を含む本契約の返済に関する情報
- ③ 提携先の保証がある場合は、銀行が提携先に対して代位弁済を請求するにあたり必要な情報

<利用目的>

- ① 提携先による保証取引の継続的な管理
- ② 提携先による利子補給の手続き
- ③ 提携先による返済の手続き

第5条（個人情報の債権譲渡にともなう第三者提供）

私は、第1条5に定める場合において、私の個人情報が当該債権譲渡または証券化のために必要な範囲内で、債権譲渡先または証券化のために設立された特定目的会社等に提供され、債権管理・回収等の目的のために利用されることに同意します。

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1) 私は、銀行および第2条に記載する個人信用情報機関に対して、私に関する個人情報を開示するよう請求することができます。銀行に開示を求める場合には、第8条記載の窓口に連絡してください。個人信用情報機関に登録されている情報の開示は銀行ではできませんので第2条記載の個人信用情報機関に請求してください。
- (2) 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、銀行は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本同意条項に不同意の場合）

銀行は、私が本契約に必要な記載事項（契約書表面で私が記載すべき事項）の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

第8条（お問い合わせ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問い合わせや利用・提供・中止・その他ご意見の申し出等に関しましては、下記までお願いします。

〒525-0032

滋賀県草津市大路1丁目14番26号

株式会社 滋賀銀行

ハローサポート

電話番号 077-521-9530

〒520-0041

滋賀県大津市浜町1番10号 浜大津滋賀ビル2階

株式会社 滋賀ディーシーカード

お客様相談室

電話番号 077-526-1302

第9条（本契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条および第2条に基づき、当該契約の不成立の理由のいかんを問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

第10条（条項の変更）

本同意条項等の重要な事項を変更する場合は、変更事項を書面により通知し、同意を得るものとします。ただし、単なる条項の字句修正等、同意内容の実質的な変更にならないものについては、書面による通知のみとします。

以 上

（2020年4月1日現在）